

ID: 91

担当部署: こどもみらい課

<b>処分の概要</b>	受給資格者証の更新		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和51年規則第8号		
<b>【基準】</b>			
第6条の規定による。 (受給資格者証の更新等)			
第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、様式第3号の更新申請書を提出しなければならない。			
2 町長は、前項の規定により申請した者が、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。			
3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第4号による再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日